

別記様式

### 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	最上川下流（庄内町地区）堤防除草委託
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 酒田河川国道事務所長 菅 太 ○国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 ○酒田市上安町一丁目2番地の1
契約締結日	令和 2年 5月25日
契約の相手方の氏名及び住所	○庄内町長 ○東田川郡庄内町余目字町132番地の1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	11,566,500円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

## 随意契約理由書

1. 契約団体名：庄内町
2. 業務の名称：最上川下流（庄内町地区）堤防除草委託
3. 契約理由

本委託は、庄内町を流れる最上川下流直轄管理区間において、堤防の保全、円滑な河川巡視の実現、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草を実施するものである。

最上川下流の本作業区間の多くは、昔から沿川住民の生活と本河川とが密接に、深く関わり合ってきた地域であり、昭和57年より地域住民が「堤防管理組合」を組織し、地域ぐるみで管理してきているといった経緯がある。引き続き堤防除草を中心とした堤防監視、清掃等の河川管理の一部作業を委託することで、実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心を維持し、洪水等に対する防災意識の高揚や、愛護、美化思想の普及等も期待されるなど、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務を庄内町に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。